



2026年2月27日

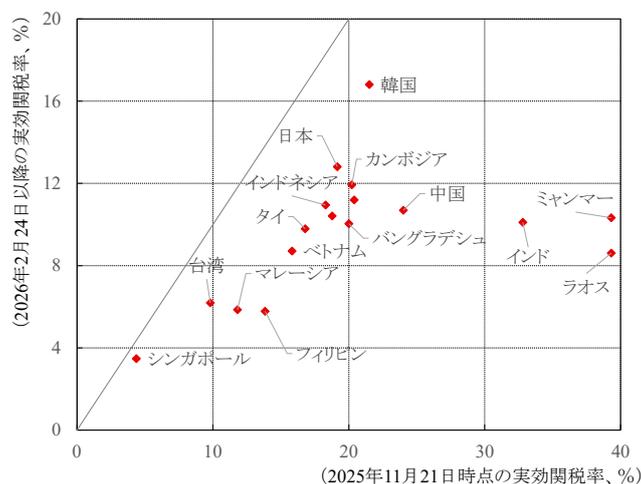
迷走するトランプ関税とアジア主要国の対応

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 主任研究員 福地亜希

米国連邦最高裁判所¹は2月20日、「国際緊急経済権限法（IEEPA）」に基づく関税措置を違法とする判決を下した。これを受けて、トランプ政権は同日、IEEPAに基づく相互関税を終了²し、代替措置として、新たに「1974年通商法」122条に基づく150日間10%の輸入関税を課す大統領令³に署名した（2月24日発動）。

「122条」に基づく10%の新関税への移行に伴い、アジア主要国に対する米国の関税率の水準は、移行前の19～20%の相互関税を下回る。実効関税率ベースでも、ミャンマーやラオスといった米国との関税交渉が難航していた国ほど恩恵を受ける格好となっている（第1図）。

第1図：アジア主要国に対する米国の実効関税率の変化



(資料) 米White House、商務省、CGD統計より国際通貨研究所作成

¹ <https://www.supremecourt.gov/>

² <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/02/ending-certain-tariff-actions/>

³ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/02/imposing-a-temporary-import-surcharge-to-address-fundamental-international-payments-problems/>

トランプ政権の関税政策を巡る不透明感は続く

IEEPA に基づく相互関税の違憲判決後も、トランプ政権の関税政策を巡る不透明感は根強い。トランプ大統領は、122 条に基づく関税率の 15% への引き上げを示唆しているが、実施時期は未定となっている。また、122 条は「巨額かつ深刻な国際収支赤字に対処するため」の措置とされており、「深刻な国際収支赤字」とは言えない状況下での発動を巡っては、新たな訴訟リスクもある。このため、122 条に基づく 150 日間の関税措置は、あくまで一時的措置となり、今後は、既に発動実績のある国別・品目別の関税措置への移行が進む公算が高いとみられる。具体的には、「1962 年通商拡大法」232 条（国家安全保障上の脅威への対応）、「1974 年通商法」301 条（不公正な貿易慣行に対する制裁措置）⁴のほか、不当廉売に対するアンチダンピング（Anti-dumping: AD）税や外国政府による補助金の効果を相殺する相殺関税（Countervailing Duties: CVD）などが想定される（第 1 表）。いずれも関係機関による事前調査など発動のための要件を定めており、実際の発動までには時間を要するとみられるものの、昨年（2017 年）の第 2 次トランプ政権発足以降、既に手続きが進行しているものについては、比較的早期に発動される可能性は否定できない。

実際、米商務省は 2 月 24 日、インド、インドネシア、ラオス産の結晶シリコン太陽光発電セルおよびモジュールに対する CVD 調査⁵と、中国、インドネシア、ベトナム産硬材合板に対する AD 調査に関する肯定結果⁶を公表した。今後、5～7 月に最終結果として確定すれば、太陽光発電セル・モジュールに対しては 80.67～143.30%、硬材合板に対しては最大 128.66% の高関税が課される可能性がある。

第 1 表: 米国における大統領に発動権限が付与されている主な関税措置

根拠法	概要	近年の適用事例
1962年通商拡大法 232条	■ 商務省が、特定製品の輸入が国家安全保障を脅かすと判断した場合、大統領が当該品目および派生品の輸入を調整するために必要な措置を必要な期間とらなければならない	鉄鋼・アルミ、自動車など分野別関税
1974年通商法 201条	■ 米国国際貿易委員会(USITC)が特定製品の輸入急増が米国産業に深刻な損害を与える実質的な原因または恐れがあると判断した場合、大統領が一時的な関税やその他の貿易措置を課することができる(セーフガード措置)	2018年、太陽光発電セル・モジュール、家庭用洗濯機に適用
1974年通商法 301条	■ 米国通商代表部(USTR)は、米国の貿易相手国が貿易協定の約束に違反していると判断した場合、または米国の通商に負担や制限をかける差別的もしくは不合理的な慣行を行っている場合、貿易協定の譲許を停止したり、輸入制限を課することができる	第1次トランプ政権以降の対中関税(知的財産権侵害等の制裁措置)
1974年通商法 122条	■ 巨額かつ深刻な国際収支赤字に対処するため、大統領は従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金、あるいは輸入割当などの制限措置をとることができる(150日以内)	2026年2月24日から適用開始(150日間)
1930年関税法	■ ある外国商品が米国内で不当に安い価格で販売されていると判断される場合に反ダンピング(AD)税、外国政府から補助金を受け、USITCが米国産業への損害を認めた場合には相殺関税(CVD)を課することができる	中国等からの太陽光発電セル・モジュール、中国・マレーシア産板ガラスなどAD/CVD適用事例多数
1930年関税法 338条	■ 特定国が、他国に比べて米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると大統領が認定した場合、当該国からの輸入に対し50%以下の追加関税を賦課できる	—
1974年通商法 406条	■ 共産諸国からの輸入が市場をかく乱しているとUSITCが判断した場合、セーフガード措置の発動を大統領に認める(上限5年間、3年間で限度に1回の延長が可能)	—
【参考】国際緊急 経済権限法(IEEPA)	■ 米国の国家安全保障、外交政策や経済に対して異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国からの輸入の規制等を実施することができる	2026年2月20日、最高裁が無効判決

(資料)米政府、CRS、JETRO資料などより国際通貨研究所作成

⁴ ベッセント財務長官は、これらの措置に基づく関税措置の強化により、2026年の関税収入を確保する可能性を示唆している(<https://home.treasury.gov/news/press-releases/sb0403>)。

⁵ <https://www.trade.gov/preliminary-determinations-countervailing-duty-investigations-crystalline-silicon-photovoltaic>

⁶ <https://www.trade.gov/preliminary-affirmative-determination-antidumping-duty-investigations-hardwood-and-decorative>

アジア主要国の対応

米国政府の関税政策を巡る不透明感が続くなか、アジア主要国は、米国との合意内容の履行について検討を迫られている。ASEAN 諸国およびインドは、米国が相互関税を引き下げる条件として、米国製品の市場アクセス改善や米国からの輸入拡大など大幅な譲歩を行った（第2表）。しかし、米連邦最高裁判決により交渉・合意の前提が大きく揺らぐ格好となり、継続中の交渉や既に締結された協定の国内手続きの停滞も予想される。インドと米国との間では、2月初めに枠組み合意した貿易協定の最終調整に向けて、2月23日に予定していた貿易交渉担当者による会合が延期された。今後は、トランプ政権による関税政策の行方を注視しつつ、保護主義的な関税措置が続くことを前提に、分野別の追加関税（鉄鋼・アルミニウム、自動車・同部品など）や重要鉱物のサプライチェーン構築に向けた協力などを含む自国経済全体の利益を総合的に見極めた政策対応と輸出の多角化などが取り得る選択肢として考えられる。

第2表:ASEAN 諸国・インドの米国との貿易交渉の概要

国名	合意時期	進捗	主な合意内容		
			相互関税率	米国製品の市場アクセス拡大	米国からの輸入・米国への投資拡大
マレーシア	2025年10月	国内手続き待ち	19%	化学品、機械・電気機器、乗用車、乳製品、鶏肉、豚肉、米、燃料用エタノールなどに重要な優遇市場アクセス	航空機30機以上、半導体・航空宇宙部品・データセンター機器(1,500億ドル相当)、液化天然ガス(最大34億ドル相当)、石炭・通信製品等(約2億ドル相当)、対米投資(700億ドル)
カンボジア	2025年10月	国内手続き待ち	19%	米国産工業製品および食品・農産物の関税を100%撤廃	両国企業間の商業取引拡大を模索
ベトナム	2025年10月	枠組み合意／協議継続	20%	食品や農産物を含むほぼ全ての商品について関税撤廃	航空機50機(80億ドル以上)、農産物(総額29億ドル以上)
タイ	2025年10月	枠組み合意／協議継続	19%	米国産工業製品、食品・農産物の99%で関税撤廃	農産物(年間26億ドル相当)、エネルギー製品(年間54億ドル相当)、航空機80機(総額188億ドル)
インド	2026年2月	枠組み合意／協議継続	18%	米国産工業品および食品・農産物に対する関税撤廃・削減	エネルギー、情報通信技術、石炭、その他製品(5,000億ドル以上)
インドネシア	2026年2月	国内手続き待ち	19%	米国産工業品および食品・農産物の99%以上で関税撤廃	エネルギー製品(約150億ドル相当)、航空機・関連商品・サービス(約135億ドル)、農産物(45億ドル以上)

(資料)米政府資料などより国際通貨研究所作成

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2026 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>